資料No.１－２

雇用保険制度関係資料

Ⅰ（a）　一般求職者給付（基本手当等）

（１）基本手当【法13】

○一般被保険者が失業した際、（ⅰ）（ⅱ）のいずれかに該当する場合に支給。

※４週間に１回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行う。

（ⅰ）一般被保険者が離職した場合

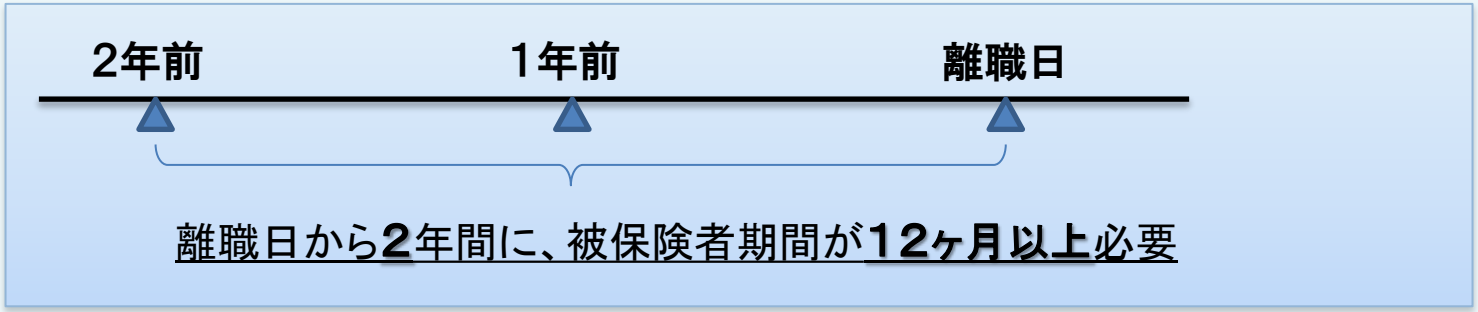

（ⅱ）倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者で、（ⅰ）の条件で受給資格を得られない場合

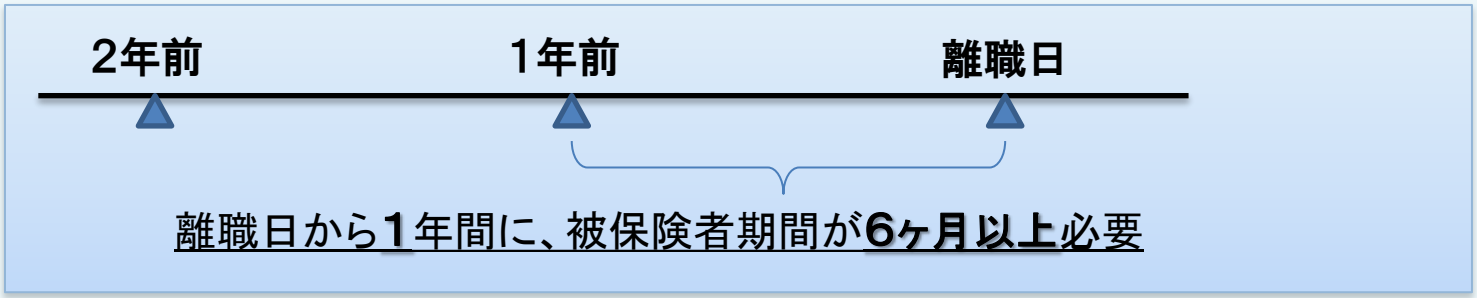

注）「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」（法４Ⅲ）

Ⅰ（a）　一般求職者給付（基本手当等）

○支給日額及び日数は、それぞれ**離職前賃金や年齢、離職理由等**によって変わる。

基本手当日額 ＝ 賃金日額 × 給付率

① 賃金日額の年齢別上限額（平成２８年８月１日～） 【法17】

年齢区分	賃金日額下限額	賃金日額上限額
30歳未満	**2,290 円**	**12,740 円**
30歳以上45歳未満		**14,150 円**
45歳以上60歳未満		**15,550 円**
60歳以上65歳未満		**14,860 円**

② 基本手当の給付率【法16】

（60歳未満）

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,290 - 4,580 円	**80%**	**1,832 - 3,664 円**
4,580 - 11,610 円	**80 - 50%**	**3,664 - 5,805 円**
11,610 - 15,550 円	**50%**	**5,805 - 7,775 円**

（60歳以上65歳未満）

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,290 - 4,580 円	**80%**	**1,832 - 3,664 円**
4,580 - 10,460 円	**80 - 45%**	**3,664 - 4,707 円**
10,460 - 14,860 円	**45%**	**4,707 - 6,687 円**

Ⅰ（a）　一般求職者給付（基本手当等）

③　給付日数（原則）【法22,23】

(イ)　倒産、解雇等による離職者（(ハ)を除く）

区分＼被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	―
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

(ロ)　一般の離職者（(イ)又は(ハ)以外の者）

区分＼被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
全年齢	―	90日	90日	120日	150日

※　有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者については、原則（ロ）の給付日数だが、平成29年３月31日までは、暫定的に（イ）の給付日数となる。

(ハ)　就職困難な者（障害者等）

区分＼被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

基本手当日額の推移

適用年月	基本手当日額				
	最低額	最高額			
		30歳未満	30歳以上 45歳未満	45歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満
平成１９年　８月	1,656 円	6,365円	7,070円	7,775円	6,777円
平成２０年　８月	1,648 円	6,330円	7,030円	7,730円	6,741円
平成２１年　８月	1,640 円	6,290円	6,990円	7,685円	6,700円
平成２２年　８月	1,600 円	6,145円	6,825円	7,505円	6,543円
平成23年改正法定額に基づく日額	1,856 円	6,435円	7,150円	7,865円	6,759円
平成２３年　８月	1,864 円	6,455円	7,170円	7,890円	6,777円
平成２４年　８月	1,856 円	6,440円	7,155円	7,870円	6,759円
平成２５年　８月	1,848円	6,405円	7,115円	7,830円	6,723円
平成２６年　８月	1,840 円	6,390円	7,100円	7,805円	6,709円
平成２７年　８月	1,840 円	6,395円	7,105円	7,810円	6,714円
平成２８年　８月	1,832 円	6,370円	7,075円	7,775円	6,687円

所定給付日数別再就職状況（特定受給資格者）

【所定給付日数】

区分＼被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	―
30 歳以上 35 歳未満	90 日	90 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満	90 日	90 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満	90 日	180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満	90 日	150 日	180 日	210 日	240 日

【就職率】 特定受給資格者全体の就職率　59.2%（53.3%）

区分＼被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	計
30 歳未満	46.6% （39.8%）	52.9% （44.9%）	59.3% （52.4%）	69.4% （66.3%）	―	53.1% （45.6%）
30 歳以上 35 歳未満	42.7% （35.6%）	48.7% （39.8%）	66.1% （59.8%）	71.0% （67.2%）	―	55.6% （48.4%）
35 歳以上 45 歳未満	42.7% （34.7%）	48.7% （40.0%）	62.8% （56.5%）	72.5% （68.6%）	72.8% （71.5%）	57.5% （50.8%）
45 歳以上 60 歳未満	43.9% （35.6%）	60.3% （54.1%）	63.7% （59.1%）	67.3% （63.6%）	70.9% （70.1%）	63.3% （58.9%）
60 歳以上 65 歳未満	50.0% （42.8%）	64.5% （58.5%）	66.9% （61.0%）	65.7% （61.0%）	68.3% （63.9%）	65.6% （60.3%）

（注1）平成25年度に受給資格決定をした特定受給資格者（就職困難者除く）について、平成28年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。
（注2）特定受給資格者には特定理由離職者（暫定措置の対象者に限る）を含んでいる。
（注3）就職率について、上段は就職者を100とした場合の支給終了（個別延長給付を含む）までに就職した割合、下段括弧書きは就職者を100とした場合の所定給付日数支給終了までに就職した割合である。

平成28年度末までの暫定措置について

①　本来の所定給付日数に加え、給付日数を60日間延長（個別延長給付）

○　解雇や倒産等により離職した者（以下「特定受給資格者」という。）などに対し、通常の90～330日の所定給付日数に加え、原則として給付日数を60日間を延長する。

②　雇止め等により離職した者の所定給付日数の拡充

○　雇止め等により離職した者については、通常は、一般の離職者と同じ給付日数（90～150日）であるところ、暫定的に、特定受給資格者と同じ給付日数（90～330日）に拡充。

③　常用就職支度手当の支給対象範囲の拡大（省令）

○　障害者などの就職困難者に対して再就職の際の初期費用を支援する常用就職支度手当について、平成21年度から暫定的に「40歳未満の者」を支給対象に追加。

個別延長給付の支給状況①

【年度別】

(単位：人、%)

	初回受給者数	
		前年度比
平成23年度	317,170	△12.3
平成24年度	222,030	△30.0
平成25年度	154,174	△30.6
平成26年度	100,905	△34.6
平成27年度	67,762	△32.8

(注)各年度の数値は年度合計値である。

【月別】

(単位：人、%)

	初回受給者数	
		前年比
平成26年11月	7,074	△38.5
12月	6,902	△34.9
平成27年１月	8,920	△39.1
２月	6,029	△35.4
３月	5,850	△34.5
４月	6,185	△37.2
５月	5,258	△42.9
６月	5,136	△36.3
７月	6,223	△42.3
８月	6,222	△32.7
９月	5,842	△30.6
10月	6,392	△39.4
11月	5,204	△26.4
12月	4,848	△29.8
平成28年１月	6,162	△30.9
２月	5,238	△13.1
３月	5,052	△13.6
４月	4,631	△25.1
５月	4,545	△13.6
６月	4,552	△11.4
７月	4,604	△26.0
８月	6,055	△2.7
９月	4,945	△15.4
10月	5,362	△16.1

特定理由離職者数の推移

（単位：人、%、億円）

	初回受給者数	前年度比	受給者実人員	前年度比	支給金額	前年度比
平成23年度	101,851	△3.1	35,041	△10.5	470.6	△12.6
平成24年度	104,993	3.1	35,149	0.3	469.9	△0.1
平成25年度	85,191	△18.9	30,745	△12.5	410.1	△12.7
平成26年度	73,254	△14.0	24,576	△20.1	328.9	△19.8
平成27年度	69,844	△4.7	23,567	△4.1	321.2	△2.3
平成26年11月	5,852	△12.2	22,525	△16.1		
12月	4,315	△1.5	21,824	△11.9		
平成27年１月	3,862	△6.3	20,591	△11.7		
２月	5,617	△4.0	20,321	△7.2		
３月	4,722	10.1	20,099	△2.6		
４月	6,774	6.1	21,177	△1.6		
５月	11,859	△12.4	26,754	△9.3		
６月	6,928	4.3	29,559	△1.9		
７月	5,795	△7.4	28,645	△4.5		
８月	5,803	0.5	27,494	△1.7		
９月	4,708	△3.5	24,977	△3.9		
10月	4,762	△11.9	23,324	△4.6		
11月	5,868	0.3	22,329	△0.9		
12月	4,049	△6.2	20,723	△5.0		
平成28年１月	3,422	△11.4	19,482	△5.4		
２月	5,252	△6.5	19,445	△4.3		
３月	4,624	△2.1	18,892	△6.0		
４月	5,314	△21.6	18,705	△11.7		
５月	10,261	△13.5	23,612	△11.7		
６月	6,350	△8.3	25,447	△13.9		
７月	4,590	△ 20.8	24,312	△ 15.1		
８月	5,604	△ 3.4	25,131	△ 8.6		
９月	4,117	△ 12.6	21,977	△ 12.0		
10月	3,993	△ 16.1	20,558	△ 11.9		

（注1）受給者実人員の各年度の数値は月平均値である。
（注2）支給金額は業務統計値である。
（注3）月毎の集計部分は、対前年同月比である。

常用就職支度手当の支給状況

（単位：人、％）

	受給者数		身体障害者等	４５歳以上の者	特例受給資格者	安定した職業に就くことが著しく困難な40歳未満の者	その他
平成23年度	9,894	（△11.9）	1,350	1,012	291	**6,704**	537
平成24年度	10,481	（5.9）	1,408	1,071	302	**7,099**	601
平成25年度	11,982	（14.3）	1,585	1,970	303	**7,327**	797
平成26年度	10,614	（△11.4）	1,415	1,222	337	**6,631**	1,009
平成27年度	9,734	（△8.3）	1,421	734	287	**6,127**	1,165
平成26年11月	808	（△27.6）	96	67	7	**562**	76
12月	781	（△21.9）	119	58	4	**521**	79
平成27年１月	824	（△17.9）	126	72	23	**513**	90
２月	761	（△4.4）	137	76	28	**438**	82
３月	891	（5.9）	128	98	29	**523**	113
４月	758	（△10.7）	109	95	40	**430**	84
５月	1,144	（△15.8）	216	101	60	**649**	118
６月	833	（△0.7）	147	55	39	**515**	77
７月	776	（△10.0）	116	53	23	**495**	89
８月	845	（△13.6）	82	38	14	**610**	101
９月	660	（△16.0）	78	32	7	**466**	77
10月	752	（△14.3）	93	48	6	**514**	91
11月	760	（△ 5.9）	82	51	6	**528**	93
12月	796	（ 1.9）	112	55	9	**535**	85
平成28年１月	854	（ 3.6）	144	73	16	**513**	108
２月	727	（△ 4.5）	113	57	19	**415**	123
３月	829	（△ 7.0）	129	76	48	**457**	119
４月	685	（△ 9.6）	101	59	27	**400**	98
５月	1,028	（△10.1）	171	44	65	**596**	152
６月	844	（ 1.3）	140	53	45	**509**	97
７月	748	（△ 3.6）	100	65	24	**453**	106
８月	920	（ 8.9）	101	79	18	**613**	109
９月	690	（ 4.5）	85	74	2	**457**	72
10月	760	（ 1.1）	88	65	9	**512**	86

（注）（ ）内は、対前年度比である。（月毎の集計部分は、対前年同月比）

移転費・広域求職活動費の概要

1　移転費

公共職業安定所の紹介した職業に就く等のため、住所又は居所を変更する必要がある場合に、受給資格者本人とその家族の移転に要する費用が支給される。

(1) 支給要件

①　安定所が紹介した職業に就くため、又は安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、住所又は居所を変更する場合

②　通勤時間が往復４時間以上である場合等により、安定所が住所又は居所の変更が必要と認める場合

(2) 支給額

次の費用の合計額が支給される。

①　旧居住地から新居住地までの移動に要する、本人及び随伴する親族の鉄道賃・船賃・航空賃・車賃

②　①の距離及び親族の随伴の有無に応じた移転料

③　親族の随伴の有無に応じた着後手当

2　広域求職活動費

公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合、交通費及び宿泊料が支給される。

(1) 支給要件

①　安定所が紹介する遠隔地の求人事業所の常用求人に応募し、その事業所を訪問して面接する場合

②　本人の住所・居所を管轄する安定所と、訪問する求人事業所の所在地を管轄する安定所の間の距離が、鉄道で往復300km以上ある場合

(2) 支給額

①　交通費：本人の住所・居所を管轄する安定所と、訪問事業所を管轄する安定所の間の往復に要する運賃（鉄道賃・船賃・航空賃・車賃）

②　宿泊料：①の距離と訪問事業所数に応じて定められた宿泊料（１泊8,700円又は7,800円）

※　鉄道で往復400km以上の場合に限る。

支給実績（H27年度）

・移転費　　受給者数　　612人

・広域求職活動費　受給者数　　424人

移転費・広域求職活動費の支給状況

【移転費】

(単位：人、千円)

	支給人員			支給額		
		男	女		男	女
平成18年度	385	290	95	47,785	36,480	11,304
平成19年度	470	339	131	58,253	43,325	14,928
平成20年度	448	341	107	53,718	41,298	12,420
平成21年度	474	389	85	56,881	47,835	9,047
平成22年度	363	277	86	41,759	32,405	9,355
平成23年度	492	395	97	59,778	48,905	10,873
平成24年度	443	350	93	53,342	43,209	10,133
平成25年度	349	269	80	40,370	31,141	9,228
平成26年度	396	290	106	47,598	35,168	12,430
平成27年度	612	435	177	78,657	57,165	21,492

【広域求職活動費】

	支給人員			支給額		
		男	女		男	女
平成18年度	42	31	11	2,053	1,448	604
平成19年度	28	22	6	1,569	1,251	318
平成20年度	31	24	7	1,766	1,279	487
平成21年度	63	57	6	3,227	2,857	370
平成22年度	39	34	5	1,720	1,380	340
平成23年度	166	135	31	6,484	5,417	1,067
平成24年度	131	105	26	6,201	4,953	1,248
平成25年度	59	44	15	2,243	1,786	457
平成26年度	73	57	16	3,430	2,682	748
平成27年度	424	305	119	20,143	14,765	5,378

教育訓練給付

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから１年以内(※1)にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付

(※1)妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大4年に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算することができる。

①　一般教育訓練に係る教育訓練給付金

○支給要件：被保険者期間３年以上(初回の場合は1年以上)で、当該訓練開始日前３年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。

○給付水準：教育訓練に要した費用の20%相当額(上限10万円)

○対象訓練：雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練。医療・福祉関係、事務関係等幅広く指定されており、現在指定講座数は10,165講座。（平成28年10月1日現在）

②　専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（中長期的なキャリア形成支援措置）【平成26年10月１日施行】

○支給要件：被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)で、当該訓練開始日前10年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。

○給付水準：教育訓練に要した費用の40%相当額(上限年間32万円)を、受講状況が適切であることを確認した上で、６か月ごとに支給。加えて、訓練修了後１年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された(又は雇用されている)場合には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額(上限年間16万円)を追加支給(※2)

○対象訓練：専門的・実践的であると認められる以下の訓練について指定
（指定講座数2,243講座：平成28年10月時点）

- 業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程
  (期間は、1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)
- 専門学校の職業実践専門課程 (期間は、2年)
- 専門職大学院 (期間は、2年以内(資格取得につながるものにあっては、3年以内で取得に必要な最短期間))
- 職業実践力育成プログラム(期間は、正規課程は1年以上2年以内、特別の課程は時間が120時間以上かつ期間が2年以内)
- 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とした課程(時間が120時間以上かつ期間が２年以内)

(※2)②専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者には、基本手当の50%を訓練受講中に2箇月ごとに支給(教育訓練支援給付金。平成30年度までの暫定措置)

教育訓練給付に係る主な制度変遷

	平成15年改正以前 （平成10年12月創設）	平成15年改正 （同年５月施行）	平成19年改正 （同年10月施行）	平成26年改正 （同年10月施行）
給付率	**８０%** ※上限：30万円 （平成13年１月より） ※平成10年創設時は上限20万円	**２０～４０%** ※具体的な給付率（省令）： 要件期間３～５年：２０% 要件期間５年以上：４０% ※上限（省令）： 要件期間３～５年：１０万円 要件期間５年以上：２０万円	**２０%** ※要件期間３年以上 ※当分の間、初回の受給に限り１年以上の要件期間で足りる ※上限（省令）：１０万円	**２０～６０%** ※一般教育訓練給付金： 要件期間３年以上 （初回に限り１年） 給付率：20% （上限10万円） ※専門実践教育訓練給付金： 要件期間10年以上 （初回に限り２年） 給付率：最大60% （上限年48万円） ※教育訓練支援給付金： 若年離職者訓練受講中に基本手当の50%を支給 （平成30年度まで）

教育訓練給付の支給状況

【一般教育訓練給付・年度別】 (単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
		男	女		男	女
平成18年度	138,982	55,617	83,365	10,343,182	4,920,416	5,422,766
平成19年度	122,721	47,155	75,566	9,027,363	4,118,142	4,909,221
平成20年度	123,866	45,061	78,805	7,422,473	3,248,144	4,174,329
平成21年度	133,598	47,495	86,103	4,834,347	2,113,618	2,720,729
平成22年度	124,170	50,511	73,659	4,575,918	2,178,155	2,397,763
平成23年度	122,248	54,003	68,245	4,526,558	2,326,712	2,199,846
平成24年度	130,218	59,204	71,014	4,569,985	2,434,366	2,135,620
平成25年度	135,944	63,038	72,906	4,639,246	2,550,540	2,088,705
平成26年度	121,056	60,227	60,829	4,487,765	2,577,275	1,910,490
平成27年度	120,117	59,954	60,163	4,439,910	2,569,652	1,870,257

【一般教育訓練給付】 (単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
		男	女		男	女
平成28年度 4～10月	61,304	32,994	28,310	2,432,275	1,482,874	949,402

【専門実践教育訓練給付】 (単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
		男	女		男	女
平成27年度	6,640 (5,867)	3,045 (2,706)	3,595 (3,161)	1,157,988	596,326	561,662
平成28年度 4～10月	15,938 (7,427)	6,791 (2,958)	9,147 (4,469)	2,319,222	1,104,094	1,215,128

【教育訓練支援給付金】 (単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
		男	女		男	女
平成27年度	4,766 (1,587)	1,769 (577)	2,997 (1,010)	607,363	238,282	369,081
平成28年度 4～10月	7,574 (1,289)	2,768 (478)	4,806 (811)	1,012,603	391,011	621,591

(注１)各年度の数値は年度合計値である。
(注２)支給金額は業務統計値である。
(注３)専門実践教育訓練給付及び教育訓練支援給付金は平成27年４月以降支給開始している。
(注４)専門実践教育訓練給付及び教育訓練支援給付金の下段（）の数字は初回受給者数である。

育児休業給付の概要

１　趣旨

労働者が育児休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために、育児休業給付を支給する。

２　支給対象事由

労働者が１歳（※）（子が１歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合については１歳６か月）未満の子を養育するための育児休業を行う場合に支給する。

※　当該労働者の配偶者が、子の１歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合は、１歳２ヶ月

３　支給要件

雇用保険の被保険者が、育児休業をした場合に、当該休業を開始した日前２年間に、賃金の支払の基礎となった日数が１１日以上ある月が通算して１２か月以上あること

４　給付額

育児休業開始から６月までは休業開始前賃金の67%相当額、それ以降は休業開始前賃金の５０%相当額

※　原則40%のところ、当分の間の暫定措置として給付率を引上げ

※　賃金と給付の合計額が休業開始時賃金日額の80%を超える場合は、超える額を減額

育児休業給付 初回受給者数　303,143人（H27年度）

育児休業給付に係る主な制度変遷

	平成１２年改正以前 （平成７年４月創設）	平成１２年改正 （平成１３年１月施行）	平成１９年改正 （同年10月施行）	平成21年改正 （22年４月施行）	平成26年改正 （同年４月施行）
給付率	２５％ 育児休業基本給付金： ２０％ 職場復帰給付金： ５％	４０％ 育児休業基本給付金： ３０％ 職場復帰給付金： １０％	５０％ 育児休業基本給付金： ３０％ 職場復帰給付金： ２０％ ※平成21年度末まで （暫定措置）	５０％ ※全額休業期間中に支給 ※暫定措置の期限を「当分の間」に延長	６７％（50%） ※育児休業開始から６月までは休業開始前賃金の67%に引上げ （それ以降は休業開始前賃金の５０％）

平成7年4月1日（育児休業給付創設）
　給付率25%（育児休業基本給付金20%、育児休業職場復帰給付金5%）

平成13年1月1日
　給付率を25% → 40%に引上げ（育児休業基本給付金　20%→30%、育児休業者職場復帰給付金　5%→10%）

平成17年4月1日
　給付期間の延長（養育する子が１歳まで → 一定の場合には１歳６か月まで）

平成19年10月1日
　少子化対策及び雇用の安定に資するとして、給付率を40% → 50%に引上げ
　（育児休業基本給付金 30%(変更無し)、育児休業者職場復帰給付金 10%→20%）<平成21年度末までの暫定措置>

平成22年4月1日
・少子化対策としての要請等を勘案し、暫定措置の期限を「当分の間」に延長
・休業中と復帰後６ヶ月に分けて支給していた給付を統合し、全額（50%）を休業中に支給

平成22年6月30日
　同一の子について配偶者が休業をする場合については、子が「１歳２ヶ月」に達する日まで最長１年間支給
　（パパ・ママ育休プラス）

平成26年４月1日
　男女ともに育児休業を取得することを更に促進するため、休業開始後６月につき、給付割合を６７%に引上げ

育児休業給付の支給状況

	初回受給者数（人）			平均受給月額（円）（基本給付金のみ）			平均給付期間（月）			給付総額（千円）		
		男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性
平成18年度	131,542	978	130,564	67,720	89,849	67,653	8.5	3.5	8.6	95,607,258	372,003	95,235,255
平成19年度	149,054	1,230	147,824	67,648	88,781	67,581	8.6	3.3	8.6	120,942,675	504,246	120,438,429
平成20年度	166,661	1,440	165,221	67,673	88,551	67,611	8.9	3.0	8.9	151,191,767	603,494	150,588,273
平成21年度	183,542	1,634	181,908	67,559	84,291	67,510	9.0	2.9	9.1	171,153,523	629,903	170,523,620
平成22年度	206,036	3,291	202,745	88,195	125,067	88,022	9.0	2.6	9.2	230,431,411	1,310,791	229,120,619
平成23年度	224,834	4,067	220,767	111,073	144,891	110,862	9.4	3.2	9.5	263,111,959	1,945,456	261,166,504
平成24年度	237,383	3,839	233,544	111,932	142,708	111,765	9.7	3.2	9.8	256,676,405	1,759,595	254,916,810
平成25年度	256,752	4,170	252,582	112,170	144,519	111,995	9.8	3.2	9.9	281,072,650	1,942,186	279,130,464
平成26年度	274,935	5,473	269,462	126,463	178,267	126,126	9.9	3.2	10.1	345,720,437	3,152,831	342,567,606
平成27年度	303,143	7,731	295,412	134,907	185,782	134,498	10.1	3.2	10.3	412,300,202	4,529,363	407,770,839

(注１)初回受給者数は、育児休業給付金（平成22年4月1日以前は基本給付金）に係る最初の支給を受けた者の数である。
(注２)各年度の数値は年度合計値である。
(注３)支給金額は業務統計値である。

経済対策を踏まえた仕事と育児の両立支援について（抜粋）（平成28年12月12日）

（１　雇用の継続に特に必要と認められる場合の育児休業期間の延長について）

○　現行育児・介護休業法では育児休業は原則１歳まで、保育所に入れない等の場合は１歳６ヶ月まで認められているものである。１歳６ヶ月に達する後の延長についても、現行規定を踏まえ、「雇用の継続に特に必要と認められる場合」、すなわち「保育所に入れない等の場合」（育児･介護休業法施行規則第４条の２，平成29年１月１日以降は同第６条参照)に限定すべきである。

○　また、１歳６ヶ月に達した後の更なる延長については、緊急的なセーフティネットとしての措置であることが明確になるようにすべきである。

○　なお、特に１歳６ヶ月以降の延長については必要性を見極めることが望ましい。

○　上記のとおり、保育所に入れない等の場合に１歳６ヶ月まで延長できることとした平成16年改正時の議論を踏まえ、今回は、希望する時期より入所が遅れた場合の待機期間のデータ等を参考に、延長の期間としては、最長２歳までと考えられる。

　これは、育児・介護休業法において、育児休業が原則として子どもの年齢を基準に構成されていることを踏まえたものである。

○　この制度は、継続就業のために本当に必要な期間として利用されることが望ましい。

失 業 等 給 付 関 係 収 支 状 況

（単位：億円）

	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算	28年度 予算	29年度 概算要求
収　　入	20,919	17,628	18,006	18,083	18,197	15,310	15,546
うち 保険料収入	18,658	15,570	16,057	16,551	16,771	13,750	14,024
うち 失業等給付に係る国庫負担金	1,281	1,531	1,410	1,252	1,261	1,454	1,454
うち 就職支援法事業に係る国庫負担金	167	5	247	63	53	62	54
支　　出	17,946	17,460	16,642	16,118	16,523	19,368	19,956
（うち 失業等給付費）	(16,543)	(15,771)	(14,971)	(14,608)	(15,030	(17,211)	(17,819)
（うち 就職支援法事業）	(110)	(551)	(467)	(350)	(279)	(300)	(276)
差　引　剰　余	2,973	168	1,364	1,965	1,674	▲ 4,058	▲ 4,411
積　立　金　残　高	58,719	59,257	60,621	62,586	64,260	60,202	55,792
（特例措置に基づく貸し出し額）	(370)	―	―	―	―	―	―

（注）1．28・29年度の「支出」には、それぞれ予備費（28’予算：610億円、29’要求：590億円）が計上されている。
2．「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額（370億円）が減額されているが、24年度決算処理において雇用安定事業費から返還。
3．積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
4．数値は、それぞれ四捨五入している。

積立金残高と受給者実人員の推移

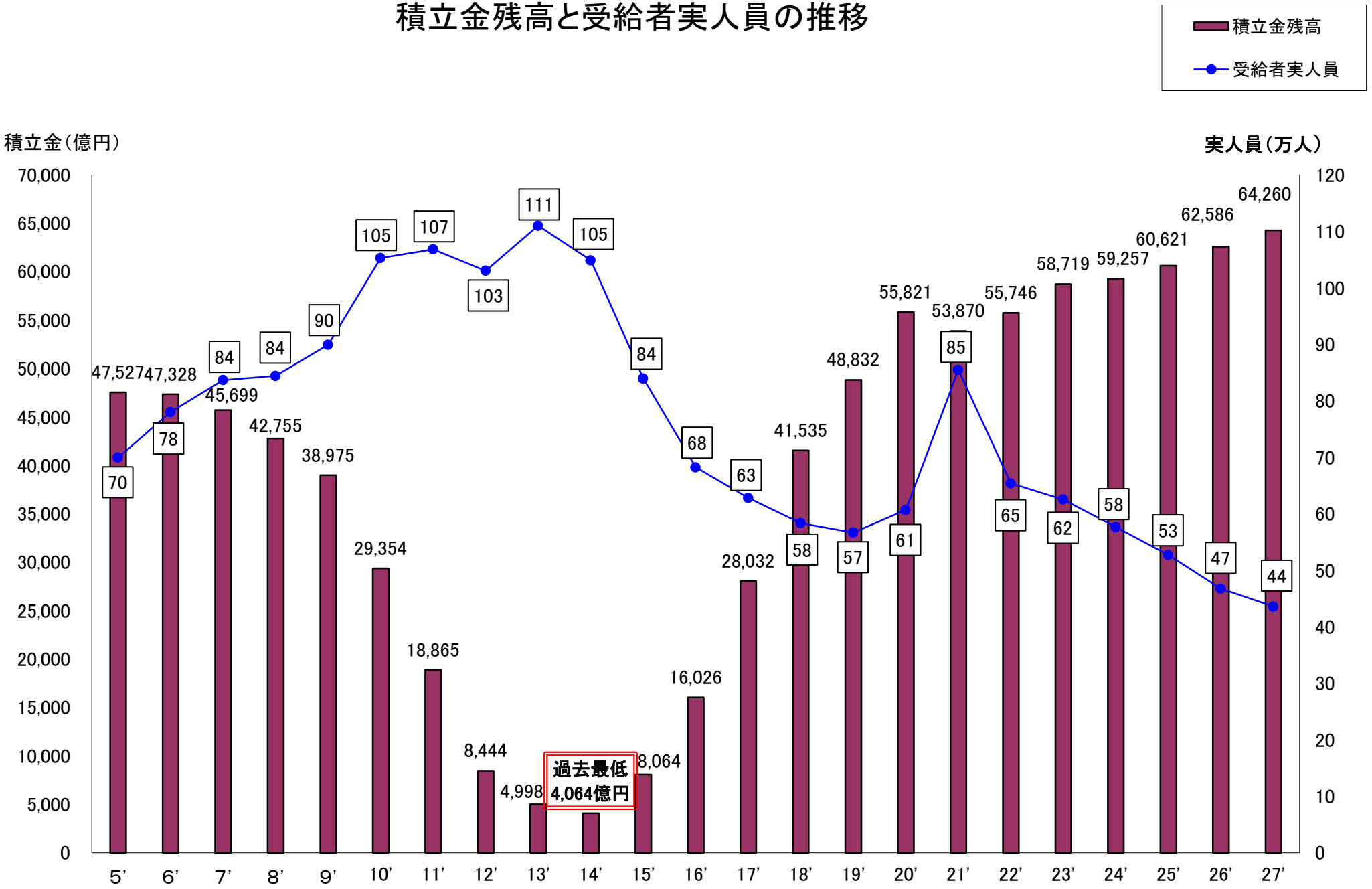

雇用保険料及び国庫負担の推移

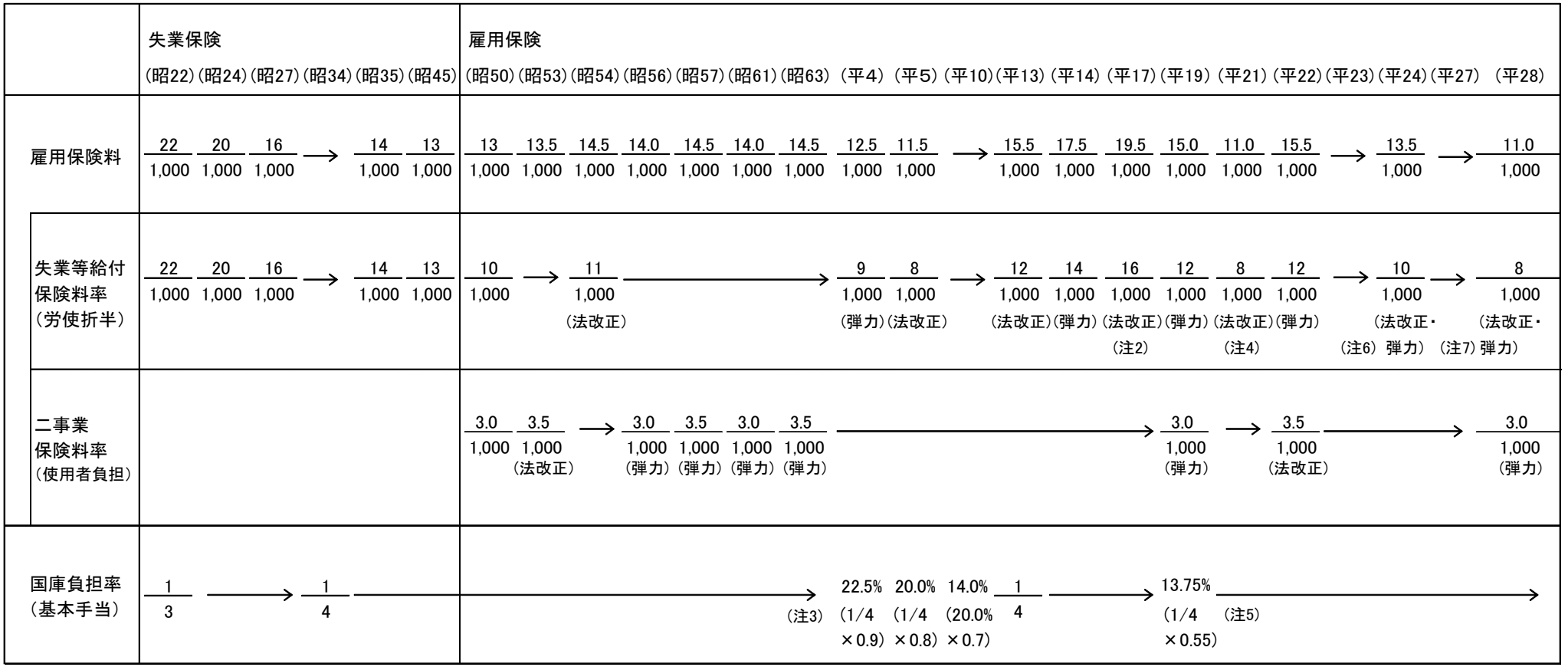

（注1）農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

（注2）平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

（注3）平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率（H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55）を乗じて得た額とされた。

（注4）平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。

（注5）平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。

（注6）平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げることとされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止するものとする、とされた。

（注7）平成28年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成28年度より12/1000に引き下げることとされた。

雇用保険料率の弾力条項について

1．失業等給付に係る雇用保険料率は、原則12/1000（労使折半）
2．財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。（弾力条項）

失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{\text{（（保険料収入＋国庫負担額）－失業等給付費等）＋ 当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}}$$

⇒ 保険料率引下げ可能（→8/1000まで）

$$1 > \frac{\text{（（保険料収入＋国庫負担額）－失業等給付費等）＋ 当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}}$$

⇒ 保険料率引上げ可能（→16/1000まで）

※ 27年度決算額による計算　＝　4．41　→　平成29年度の保険料率を8/1000まで引下げ可能

注：国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

＜参考：労働保険の保険料の徴収等に関する法律第１２条第５項＞

５　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項 、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十一・五から千分の十九・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十三・五から千分の二十一・五まで、同号に掲げる事業については千分の十四・五から千分の二十二・五まで）の範囲内において変更することができる。

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（平成28年3月29日参議院厚生労働委員会）（抄）

二、　失業が政府の経済対策及び雇用対策とも関係が深いことに鑑み、政府の責任として、雇用保険法附則第十五条の規定に基づき雇用保険の国庫負担に関する暫定措置を早期に廃止し、本則に戻すこと。

未来への投資を実現する経済対策（平成２８年８月２日閣議決定）（抄）

Ⅰ．一億総活躍社会の実現の加速
（１）．子育て・介護の環境整備
⑥雇用保険制度の見直し
アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度（2017年度）から実現する。

Ⅱ．英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援
（２）．中小企業・小規模事業者の経営力強化・生産性向上支援
② 最低賃金引上げの環境整備として、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充する。また、事業主の雇用保険料の時限的な引下げについて、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度（2017年度）から実現する。

失業等給付費の今後５年間の収支見込みについて

試算の前提

① 雇用情勢の前提

平成28年度以降の受給者実人員については、平成27年度実績(44万人）をベースとしつつ、平成28年度改正の再就職手当の引上げによる影響を加味している。

受給者実人員　43万人（平成27年度実績ベース）

② その他試算に当たっての前提

- 雇用保険料収入は、平成29年度要求をベースに、平成29年度から平成31年度までの3年間に限り、雇用保険料率を2/1,000引き下げると仮定。また、平成32年度以降は、64歳以上の者に係る雇用保険料の徴収免除に係る経過措置が終了するため、この影響を加味している。
- 失業等給付に係る国庫負担については、平成29年度から平成31年度までの3年間に限り、雇用保険法附則第13条に基づく暫定措置を、55/100から10/100に引き下げると仮定。
- 平成28年度以降の支出額については、平成27年度決算額を基本としつつ、最新の実績見込も踏まえることとし、平成27年度実績との乖離が大きいものについてはこれを反映させることとし、さらに、平成28年度改正及び今年度検討中の制度改正の影響(次ページ参照）を加味している。
- 育児休業給付の平成29年度以降の支出額については、平成26年度から平成27年度の伸び率の3分の1程度の自然増と仮定し、今年度検討中の制度改正の影響(次ページ参照）を加味している。
- 個別延長給付等の暫定措置は、法律どおり終了するものと仮定。その上で、今回の見直しにより、新たに措置するものについては、改めて計上することとする。
- 平成28年度以降の支出額については、予備費相当額の610億円(平成28年度予算ベース）を支出額から引いている。

失業等給付の財政収支の試算（平成29年度～平成33年度）

（単位：億円）

	26年度 決算	27年度 決算	28年度 見込み	29年度 見込み	30年度 見込み	31年度 見込み	32年度 見込み	33年度 見込み
収入	18,083	18,197	15,405	10,873	10,878	10,881	15,934	15,948
支出	16,118	16,523	17,030	17,601	18,182	18,406	18,615	18,823
差引剰余	1,965	1,674	▲ 1,625	▲ 6,728	▲7,304	▲7,525	▲ 2,681	▲2,875
積立金残高	62,586	64,260	62,635	55,907	48,603	41,078	38,397	35,522

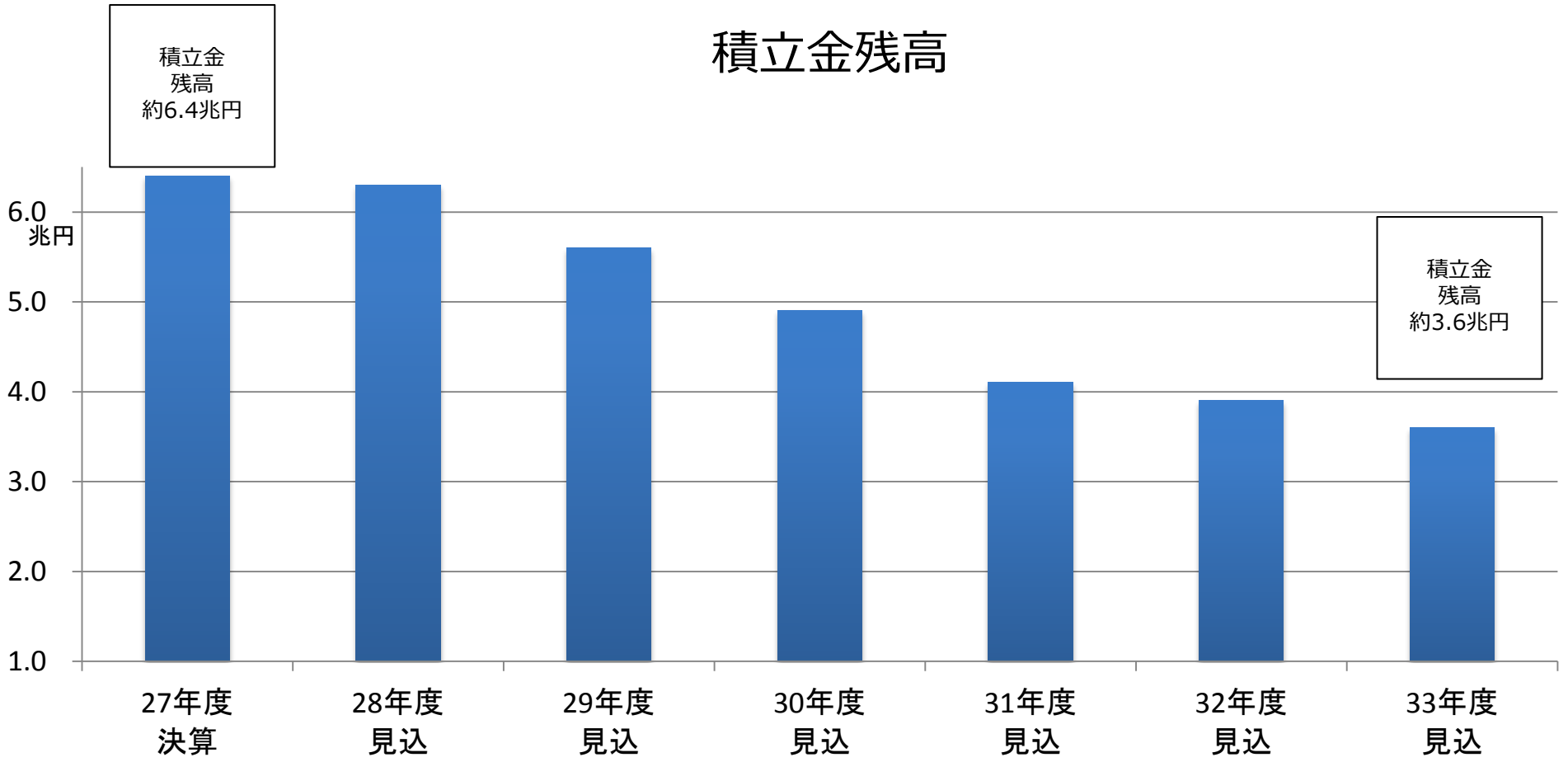

雇用保険二事業関係収支状況

（単位：億円）

	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算	28年度 予算	29年度 概算要求
収入	6,200	5,894	5,986	5,996	6,149	5,330	5,592
支出	6,348	5,030	4,181	3,711	3,894	4,801	5,234
差引剰余	▲ 148	863	1,805	2,284	2,255	528	358
（積立金へ返還）		▲370					
安定資金残高	3,747	4,240	6,045	8,329	10,584	11,112	11,470

（注）1．特例措置による積立金からの受入額（370億円）は、24年度決算処理において、積立金へ返還。
2．安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
3．数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険料率の弾力条項について

1．雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000（事業主負担）
2．財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更。（弾力条項）

雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{\text{（保険料収入－二事業に要する費用）＋ 当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}}$$

⇒ 保険料率引下げ（→3/1000まで）

※ 27年度決算額による計算　＝　1．96　→　平成29年度の保険料率を3/1000まで引下げ

＜参考：労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第8項＞

8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。